

吸収合併に係る事前開示書類

2022年3月18日

AI inside 株式会社
株式会社 aiforce solutions

2022年3月18日

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項)

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

東京都渋谷区渋谷三丁目8番12号

AI inside 株式会社

代表取締役社長 CEO 兼 CPO 渡久地 択

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

株式会社 aiforce solutions

代表取締役社長 西川 智章

AI inside 株式会社（以下「甲」といいます。）及び株式会社 aiforce solutions（以下「乙」といいます。）は、2022年3月15日付で吸収合併契約書を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を2022年5月2日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本合併に関する開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

本合併に際しては、乙の株式に代わる株式その他の金銭等の交付を行いません。甲は、本合併がその効力を生ずる時点の直前時において、乙の発行済株式のすべてを有するため、かかる取扱いは相当と考えております。また、本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

本合併に際しては、甲は、乙の発行している新株予約権の全てについて、それに代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行いません。本合併がその効力を生ずる時点の直前時以前において、その発行する新株予約権（500個）の新株予約権者が、その保有する新株予約権をすべて放棄する予定であることから、かかる取扱いは相当と考えております。

4. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

甲は、次のとおり、2021年8月13日付で譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行っております。

処分する株式の種類及び数： 甲の普通株式 6,350 株

処分価額： 1株につき 11,990 円

処分価額の総額： 76,136,500 円

株式の割当先の対象及びその人数並びに割り当てる株式の数：

甲の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名 6,350 株

また、甲は、2022年3月15日付で、乙のすべての株主との間において、2022年5月2日を実行日としてその保有する乙の発行済株式のすべて（合計 15,295 株）を譲渡価額合計 1,642 百万円にて譲り受けることを内容とする株式譲渡契約を締結いたしました。

詳しくは、甲のHPに掲載している、2021年7月14日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」及び2022年3月15日付「株式会社 aiforce solutions の株式の取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併）に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

- (1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3に記載のとおりです。

- (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後における甲の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本合併の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙 1 (吸収合併契約書)

(添付のとおり)



吸収合併契約書

AI inside 株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社 aiforce solutions（以下「乙」という。）は、令和4年3月15日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収合併存続会社
（商号）AI inside 株式会社
（住所）東京都渋谷区渋谷三丁目8番12号
- (2) 乙：吸収合併消滅会社
（商号）株式会社 aiforce solutions
（住所）東京都千代田区大手町一丁目5番1号

第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）において、乙の普通株式及びA種優先株式の全てを有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、乙の株式に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（乙の新株予約権に代わり交付する新株予約権等及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、基準時の乙の発行する新株予約権の新株予約権者に対し、その有する乙の新株予約権に代わる甲の新株予約権又は金銭を割当交付しない。

第6条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和4年5月2日とする。但し、住友商事株式会社、DBJキャピタル投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合、株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、77ニュービジネス投資事業有限責任組合、西川智章氏、高橋蔵人氏及び村越潤氏（以下「売主ら」と総称する。）

並びに甲の間の令和4年3月15日付株式譲渡契約に基づく売主らから甲に対する株式譲渡が全て適法かつ有効に実行されたことを条件とする。本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する乙の株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求める。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本合併の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき（但し、甲については第7条第1項但書に該当する場合に限る。）、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和4年3月15日

甲： 東京都渋谷区渋谷三丁目8番12号
AI inside 株式会社
代表取締役 渡久地 択



乙： 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
株式会社 aiforce solutions
代表取締役 西川 智章



事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

近年我が国において、少子高齢化や人口減により生産年齢人口が減少する一方、人によるデータ入力に関する外部委託市場は2017年度実績で5,830億円あり、この市場は今後成長していくと予想されております。(市場規模は全て「BPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)市場の実態と展望2018-2019(株式会社矢野経済研究所)」より)。企業は労働者の在宅ワーク導入など働き方改革をこれまで以上に意識した事業運営が求められていること、また新内閣におけるデジタル庁の創設に向けた動きから、社会的なデジタルトランスフォーメーション(DX)推進は加速していくものとみられます。

このような市場環境において、当社は、ディープラーニングによる手書き文字認識AIを活用した生産性向上のためのAI-OCRサービス「DX Suite」の提供、また当社の企業理念「世界中の人・物にAIを届け 豊かな未来社会に貢献する」を実現するための製品「Learning Center」の開発を進めてまいりました。その結果、売上高および各段階利益については以下の実績となりました。

(売上高)

当事業年度の売上高は4,597,295千円（前年同期比188.9%増）となりました。これは、主に「Intelligent OCR」契約数が前事業年度末に比べて1,873件から10,630件へ増加したこと、「Elastic Sorter」契約数が前事業年度末から比べて418件から669件へと順調に獲得できたことによります。

「Intelligent OCR」契約数の前年同期からの大幅な増加は、大口販売パートナーによる「DX Suite」Liteプランの販売促進活動実施によるものであり、同販売促進活動による当期末時点における契約件数は9,284件となっております。また、エッジコンピューティング用ハードウェア「AI inside Cube」の本番導入数については、政府の給付金事業等による一時需要は落ち着いたものの新規受注が増加し、前事業年度末の33台から87台へ伸長した結果、売上高の増加に貢献しました。

売上高のうち、リカーリング型モデル（注1）及びセリング型モデル（注2）の内訳は以下のとおりとなりました。なお、セリング型モデルの売上高が前年同期比67.3%と減少しておりますが、これは当社のリカーリング型モデルの収益を重視するという方針からサービスの料金設計を改訂してきた結果であります。

収益モデル	第5期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第6期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	売上高 (千円)	前年同期比 (%)	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
リカーリング型モデル	750,891	770.7	4,031,981	537.0
セリング型モデル	840,563	241.7	565,313	67.3
合計	1,591,454	357.4	4,597,295	288.9

(注) 1. リカーリング型：顧客が当社のサービスを利用する限り継続的に計上される収益形態を表します。

2. セリング型：特定の取引毎に計上される収益形態を表します。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、301,401千円（前年同期比146.7%増）となりました。主な要因は、サーバ費用108,121千円（前年同期比42.7%増）、人件費・外部委託費が159,879千円（前年同期比308.8%増）が発生したこと等によるものです。これらは、新型コロナウイルス感染症に起因する行政の給付金事

業や「DX Suite」の契約数並びに利用の増加に伴い、サービス運用安定化施策の実施の結果増加したものです。この結果、売上総利益は4,295,893千円（前年同期比192.4%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は1,935,260千円（前年同期比86.6%増）となりました。主な要因は、業容拡大に伴う人件費・採用費の増加、「DX Suite」、「Learning Center」及び「AI inside Cube」に係る研究開発費等であり、この結果、営業利益は2,360,632千円（前年同期比446.1%増）となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

当事業年度において、営業外収益は10,796千円（前年同期比1,881.9%増）、営業外費用は32,230千円（前年同期比35.2%増）を計上しました。主な要因は受取配当金10,626千円、投資有価証券評価損26,462千円等を計上したことによるものです。この結果、経常利益は2,339,197千円（前年同期比471.9%増）となりました。

（特別損益、当期純利益）

当事業年度において特別損益は発生しておらず、法人税等を749,590千円（前年同期比611.3%増）、法人税等調整額70,960千円（前年同期比39.0%減）を計上した結果、当期純利益は1,660,567千円（前年同期比295.4%増）となりました。

なお、セグメントについては、当社は人工知能事業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は194,427千円であり、その主なものは、オフィス附属設備4,045千円、自社サーバ設備等を含む工具、器具及び備品116,081千円、顧客に提供するレンタル資産「AI inside Cube」74,300千円の取得を行いました。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第3期	第4期	第5期	第6期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	279,435	445,264	1,591,454	4,597,295
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△340,533	△183,865	419,981	1,660,567
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△126.23	△60.62	129.70	450.87
総 資 産 (千円)	392,465	966,649	3,007,856	7,470,904
純 資 産 (千円)	313,875	605,210	2,305,788	4,203,436
1株当たり純資産 (円)	110.13	193.17	647.88	1,104.07

※ 当社は、2018年6月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、2018年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。過年度との比較のため、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社が事業を展開するAI-OCR市場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく出始めた当事業年度末においても業務効率化を目指す事業者を中心に導入が進み、今後も市場の成長は持続するものと予測しておりますが、現時点で、新型コロナウイルスが収束していないことから、先行きについては非常に見通しが難しい状況であります。このような環境のもと、当社の対処すべき課題としては下記を認識しております。

- ① 顧客基盤を拡大する

当社は、製品をユーザへ直接販売しておりますが、パートナーを通じた販売も行っております。既にパートナー販売における契約数の割合が直接販売よりも高く、今後さらにその比率を上げていく方針です。また、セリング型の売上に含まれる初期費用などを低価格化し、導入拡大を図ること

② 組織運営について

販売における組織運営方針:当社はエンタープライズ企業への販売と、パートナー販売のサポートのためにアライアンスにフォーカスします。

カスタマーサポートにおける組織運営方針:カスタマーサポートはパートナーが行う場合があります。当社は、ユーザに伴走して課題解決を行う、カスタマーサクセスにフォーカスします。

開発における組織運営方針:AIの研究、データサイエンス、データエンジニアリング、ハードウェア、UX(注1)にフォーカスします。

③ 良い製品を提供する

当社で提供しているAIは、ユーザが日々の業務で使うほど、さらなる追加学習のためにフィードバックがなされ、精度が向上するという特徴を備えております。その学習部分を担う当社内部の仕組みが「Learning Center」です。

「Learning Center」は、好循環サイクルにおいて、より高精度、高価値なAIを提供し続けるために重要な基幹機能です。これにより当社は、ユーザへより良い製品を提供し続けるための活動を行っていく方針です。

④ 基礎研究

短期的な技術開発の場では、失敗の許されない状況における開発が主となることが多いため、既存技術のブラッシュアップにしか手を出ことができず、抜本的な技術開発には着手しにくくなります。本質的な次世代技術を開発するためには、その基盤を固める知識・経験が必須であり、将来的に確実に必要となる長期的課題にも積極的に取り組んでいかなければ、世界のAIを牽引するような企業に発展することは望めません。そのため、当社は応用研究だけではなく、基礎研究も行い続けます。

⑤ 安く提供する

好循環サイクルにおいて、大規模化による低コスト構造の実現と、AIを動作させるためのハードウェアを自社開発、自社利用することにより、ユーザへより低価格での提供が可能となっています。当社は高品質・高価値なAIを安く提供する方針です。

⑥ 早く提供する

当社は、製品を「クラウド」「オンプレミス」などのユーザ環境の違いに関わらず、ユーザがすぐにAIの利用を始められる仕組みの構築を「AI inside Cloud」「AI inside Cube」を通じて進めていく方針です。

⑦ 広く提供する

「DX Suite」における「Intelligent OCR, Multi Form」は、日本語に限定されないアルゴリズムで構築されています。今後は多言語対応を進め、グローバル市場に向けて、国内外の販売パートナーと共に販売を推進していく方針です。また、当社のAIは、クラウド環境、オンプレミス環境共にソフトウェアインフラ基盤「AI inside Computing Engine」の上で稼働しております。このインフラ基盤を、当社の「AI inside Cube」以外のデバイスにも搭載していくことで、ユーザがより幅広いデバイスを対象にAIを配信できるようにしていく方針です。

⑧ より多様な製品群を提供する

「Learning Center」は、当社AIの学習部分を担う内部の仕組みですが、好循環サイクルの中で「AI insideが培ってきた研究技術を結集させた転移学習(注2)とAIの設計図を活用して、ユーザ独自のAIを生成できるサービス」として、一部ユーザにアルファ版として提供しています。機械学習の専門知識が限られていても、シンプルなGUI(注3)操作で、ユーザのデータに基づいたAIのトレーニング・評価・改善・配信ができます。データサイエンティストであれば、より高度な設計図の編集やスムーズな配信を行えます。

具体的事例としまして、ゴミ処理場での危険物仕分けAIの生成があげられます。ベルトコンベア上を流れるゴミの中から、プラントの故障原因となる物体や、火災の危険性などがある危険物を取り除く作業を機械化するため、様々なゴミとその重なりなどの状況下において仕分け判定を行うAI

をユーザが「Learning Center」のGUIを操作するだけで生成しました。

このように、特定の業務を行える高品質・高価値なAIを開発・提供することだけでなく、あらゆる種類の業務に対応できるAIが、ビジネスの現場ニーズに沿って数多く開発される機会を提供することは重要であると考えております。当社は、「Learning Center」により、ユーザが自らAIを「開発者」として生成・利用できる機会を拡大していきます。また、「開発者」が望めば、生成されたAIを「AI inside Computing Engine」を搭載したデバイスに配信できる機会を拡大していきます。このように「開発者」「ユーザ」の双方を拡大していくプラットフォーム戦略をとります。

なお、「AI inside Computing Engine」には、「DX Suite」や「Learning Center」で生成したAI以外のアプリケーションやAIも配信していく方針です。

「Learning Center」は、AI開発・学習のための必須機能を提供しています。そのシンプルな操作の背景では、当社の保有するAIの処理に最適なチップや、スーパーコンピュータが稼働し、高速に学習を行います。さらに、生成されたAIを当社のデータセンター「AI inside Cloud」または「AI inside Cube」を選択して配信し、すぐにAIの利用を始められる仕組みとして構築を進めていく方針です。

⑨ 情報管理体制の強化

当社は、顧客企業の業務データや公開前の製品企画情報など多くの機密情報や個人情報等を保有しており、その重要性については十分に認識しております。その保護体制構築に向けて、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの構築・維持向上に努めることで、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

⑩ 優秀な人材の確保

当社は、今後の事業拡大に伴い、当社の企業理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

- (注)1. UXとは、ユーザ・エクスペリエンスの略で、ユーザが製品・サービスを通じて得られる体験を指します。
2. 転移学習とは、ある領域で学習されたモデルを別の領域に適応させる技術です。こりにより、少ないデータでモデルを構築することができます。
3. GUIとは、グラフィカル・ユーザ・インタフェースの略で、コンピュータを操作するために、画面上のボタンや画像などを選択する事でリアクションを発生させる仕組みです。

(5) 主要な事業内容

当社の事業は人工知能事業の単一セグメントです。

(6) 従業員の状況

・正社員

従業員数 102名（前事業年度比 35名増）

平均年齢 34.7歳 平均勤続年数 1.57年

・臨時社員

従業員数 18名

(7) 事業所の状況

(事業所) 本社（東京都渋谷区）

2021年3月31日現在、本社以外の支社、営業所等の事業所はございません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社、子会社はございません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,000,000千円
株式会社りそな銀行	500,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
(2) 発行済株式の総数 3,913,000株 (内、自己株式の総数 105,789株)
(3) 当事業年度末の株主数 3,983名
(4) 株主の状況 (上位10名)

氏名又は名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
渡久地 択	1,870,000株	49.12
アクサ生命保険株式会社	176,400株	4.63
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	149,482株	3.93
日本郵政キャピタル株式会社	110,200株	2.89
大日本印刷株式会社	100,000株	2.63
中沖 勝明	75,500株	1.98
株式会社SBI証券	67,900株	1.78
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	63,300株	1.66
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	57,301株	1.51
楽天証券株式会社	50,300株	1.32

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式の数を控除したうえで計算しております。

(5) 年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	1,100株	2名
社外取締役	200株	1名

3. 役員に関する事項

(1) 会社役員の状況 (2021年3月31日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職
代表取締役社長 CEO	渡久地 択	Toguchi Estate株式会社 代表取締役 株式会社ショーケース 社外取締役
取締役会長	中沖 勝明	—
取締役	楠瀬 丈生	HMd株式会社 代表取締役 株式会社FTG Company 社外取締役 ベレックスホールディングス株式会社 取締役
監査役	細川 琢夫	株式会社キャリアインデックス 社外監査役
監査役	阿久津 操	株式会社コプロリーズ 代表取締役 弁護士ドットコム株式会社 社外監査役 BASE株式会社 社外監査役 CRGホールディングス株式会社 社外監査役
監査役	佐藤 孝幸	佐藤経営法律事務所代表 株式会社フィル・カンパニー 社外取締役

	株式会社メイコー 社外監査役
--	----------------

- (注) 1. 取締役 楠瀬丈生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役 細川琢夫、阿久津操及び佐藤孝幸の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役 細川琢夫氏は、長年にわたり経理を含めた管理部門の責任者を歴任し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士としての実務経験があり、企業法務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役楠瀬丈生、監査役細川琢夫、阿久津操及び佐藤孝幸の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社における全ての取締役、監査役、執行役員、及び会計監査人を被保険者とした、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金を補填の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。

当該契約の保険料は、全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当該決定方針は、取締役会にて決定しております。当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、各取締役及び各監査役が原案について当該決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 報酬方針

当社の取締役の報酬は、以下の考えに基づき決定します。

- i 優秀な人材の確保・維持できる報酬水準であること
- ii 企業価値向上に向けた取り組みを促すものであること
- iii グローバル企業になるための視座を持って当社ビジョンの実現を推進することを動機づけるものであること

3. 報酬体系

取締役の報酬体系は「金銭報酬」と「株式報酬」で構成します。

4. 報酬水準

AI分野における人材の競合企業群に対して遜色のない水準を目標にします。また、従業員賃金水準、世間水準との乖離にも留意し、調整・決定します。

5. 報酬の構成割合

当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境・職責等を踏まえ、当該方針を基に適切に設定します。

6. 株式報酬

当社の株式報酬は譲渡制限付株式報酬（RS）を採用しており、2020年6月26日開催の第5期定時株主総会で定められた報酬枠を用いて、取締役会で決定します。主な内容は以下のとおりです。

対象者	当社の取締役
譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額	年額100百万円以内（うち社外取締役分年額8百万円以内）
各取締役に対する株式報酬額	会社業績や職責、成果等を踏まえて毎年設定

割り当てる株式の種類及び割り当ての方法	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行又は処分
割り当てる株式の総数	対象取締役に対して合計で年6,000株以内
譲渡制限期間	割当日より5年以内で当社の取締役会が定める期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間の満了を持って制限を解除 ただし、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合は譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式をすべて当社が無償取得することができる

7. 報酬等を与える時期

「金銭報酬」：当該報酬方針を基に、役員としての責務等を総合的に勘案して決定され毎月支給されます。

「株式報酬」：当該報酬方針を基に、会社業績や職責、成果等を踏まえて毎年設定します。

② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から金銭報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2017年5月26日開催の第2期定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第5期定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠として年額100百万円以内（うち社外取締役は年額8百万円以内）、株式数の上限6,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第3期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2020年6月26日開催の取締役会において代表取締役社長渡久地沢に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長渡久地沢において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、各取締役の担当領域の設定及びその成果の評価を実施するのは、経営方針を決定する代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、各取締役及び各監査役から答申を得ており、代表取締役社長は、その答申内容を考慮し決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	金銭報酬	株式報酬	合計
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	45,000千円 (7,200千円)	27,300千円 (4,200千円)	72,300千円 (11,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,600千円 (14,600千円)	— (—)	14,600千円 (14,600千円)
合計	6名 (4名)	59,600千円 (21,800千円)	27,300千円 (4,200千円)	86,900千円 (26,000千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株式報酬については、2020年6月26日開催の第5期定時株主総会の決議において導入した譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況（2021年3月31日現在）

社外役員の兼職につきましては、前記「3. 役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	楠 瀬 丈 生	取締役会 20/20回	取締役及び財務・経営戦略のアドバイザー業務等の経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
監査役	細 川 琢 夫	取締役会 18/20回 監査役会 14/15回	主に上場会社CFDや監査役経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
監査役	阿久津 操	取締役会 20/20回 監査役会 15/15回	主に上場会社監査役経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
監査役	佐 藤 孝 幸	取締役会 20/20回 監査役会 15/15回	主に上場会社監査役経験者及び弁護士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業全般を取り巻く事業環境を勘案したうえで、利益還元を行うことを検討してまいります。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況

発行回次 (付与決議日)	区分	新株予約権の目的となる株式の種類と数	行使価額	行使期間	個数	保有者数
第1回新株予約権 (2016年3月25日)	社外取締役	普通株式 1,000株	1株につき600円	2018年11月1日～2023年10月31日	1個	1名
第2回新株予約権 (2016年3月25日)	取締役	普通株式 21,000株	1株につき600円	2019年11月1日～2024年10月31日	21個	1名
第3回新株予約権 (2016年3月25日)	取締役	普通株式 22,000株	1株につき600円	2020年11月1日～2025年10月31日	22個	1名

- (注) 1. 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
2. 新株予約権のその他の行使条件
① 新株予約権者は、その行使時において、当社の役員、当社の従業員または当社が承認する社外の協力者の地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
③ 第4回新株予約権については、新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
④ 第4回新株予約権については、新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
⑤ その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結される契約に定めるところによる。
3. 当社は、2018年6月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、2018年7月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,568千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である人事制度・役員報酬制度構築に関する助言・指導業務、収益認識に関する会計基準等の適用に関する助言・指導、内部統制制度（J-SOX）の導入に関する助言・指導業務に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2019年8月13日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

「内部統制システムに関する基本方針」の概要は以下のとおりです。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等に則った職務執行を行う。
 - 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議やリスク・コンプライアンス委員会を通じて適宜議論を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識、法令順守体制の推進に努める。
 - 代表取締役直轄の内部監査担当者を選任し、各部門の業務執行状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書、重要な会議体の議事録や稟議書等については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 健全な企業活動を行うにあたりコンプライアンス、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、リスク・コンプライアンス管理規程を整備し、運用するものとする。
 - リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布

等を行うものとする。

- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (b) 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、執行役員制度を導入する。
 - (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務権限規程、職務権限表を制定する。
- 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役は、管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、本部長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
- 6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - (c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- 7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことが可能である。
 - (b) 監査役は定期的に監査法人と意見交換を行っている。
 - (c) 監査役は、必要に応じて弁護士及び公認会計士その他の専門家の助言を受け、必要な連携を図ることとする。
- 8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。
 - (b) 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を順守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を周知する。
 - (c) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - (d) 取引先との契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込み、取引先がこれらと関る個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 全般

当社では、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査役監査の実効性の確保等について取組みを実施しております。また、内部統制システムについて、取締役会等の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

2. 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役2名、社外取締役1名の合計3名で構成され、毎月1回開催される定時

取締役会、及び、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会には、取締役・執行役員より業務管理状況及び業務執行状況の報告が行われており、経営における重要事項の審議・決議を行っております。

3. コンプライアンスについて

当社は、当社の使用人に対し、社内研修の実施を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また当社は内部通報取扱規程により相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,654,495	流 動 負 債	3,265,616
現金及び預金	4,816,451	短期借入金	1,600,000
売掛金	784,821	未払金	221,215
前払費用	49,720	未払法人税等	744,333
その他流動資産	4,423	未払費用	102,366
貸倒引当金	△922	未払消費税等	252,519
固 定 資 産	1,816,409	預り金	21,606
有形固定資産	205,051	前受収益	72,525
建物附属設備	46,328	賞与引当金	251,048
工具、器具及び備品	153,533	固 定 負 債	1,851
レンタル資産	113,389	長期前受収益	1,851
建設仮勘定	10,441	負 債 合 計	3,267,468
減価償却累計額	△118,641	(純資産の部)	
無形固定資産	136,240	株 主 資 本	4,203,436
ソフトウェア	6,383	資本金	1,205,260
ソフトウェア仮勘定	129,857	資本剰余金	1,701,418
投資その他の資産	1,475,117	資本準備金	1,055,260
関係会社株式	1,237,875	その他資本剰余金	646,158
投資有価証券	3,523	利 益 剰 余 金	1,363,559
差入保証金	40,236	その他利益剰余金	1,363,559
繰延税金資産	187,321	繰越利益剰余金	1,363,559
長期前払費用	6,160	自 己 株 式	△66,801
		純 資 産 合 計	4,203,436
資 産 合 計	7,470,904	負債・純資産合計	7,470,904

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,597,295
売上原価	301,401
売上総利益	4,295,893
販売費及び一般管理費	1,935,260
営業利益	2,360,632
営業外収益	
受取利息	23
受取配当金	10,626
雑収入	146
合計	10,796
営業外費用	
支払利息	3,275
為替差損	2,493
投資有価証券評価損	26,462
合計	32,230
経常利益	2,339,197
税引前当期純利益	2,339,197
法人税、住民税及び事業税	749,590
法人税等調整額	△70,960
当期純利益	1,660,567

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金
当期首残高	1,106,000	956,000	606,000	1,562,000	△297,007
当期変動額					
新株の発行	99,260	99,260	—	99,260	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	40,158	40,158	—
当期純利益	—	—	—	—	1,660,567
当期変動額合計	99,260	99,260	40,158	139,418	1,660,567
当期末残高	1,205,260	1,055,260	646,158	1,701,418	1,363,559

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△65,204	2,305,788	2,305,788
当期変動額			
新株の発行	—	198,520	198,520
自己株式の取得	△2,389	△2,389	△2,389
自己株式の処分	791	40,950	40,950
当期純利益	—	1,660,567	1,660,567
当期変動額合計	△1,597	1,897,648	1,897,648
当期末残高	△66,801	4,203,436	4,203,436

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	2年～12年
工具、器具及び備品	3年～8年
レンタル資産	5年

② 無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において繰延税金資産187,321千円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、過去の業績や納税状況、将来の業績予測等を総合的に勘案し見積った将来一時差異等加減算前課税所得に基づき算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大は、繰延税金資産の回収可能性に大きな影響を与えるものではないと想定しておりますが、今後の影響については不

確定要素が多いため、その状況によっては翌事業年度の繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	323千円
短期金銭債務	2,294千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	494千円
販売費及び一般管理費	2,085千円
営業外取引による取引高	
受取配当金	10,626千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数	普通株式	3,913,000株
当事業年度末における自己株式の種類及び総数	普通株式	105,789株
当事業年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数	普通株式	91,350株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	39,657千円
貸倒引当金	282千円
賞与引当金	88,401千円
前受収益	17,764千円
減価償却超過額	6,859千円
敷金償却否認	2,477千円
株式報酬費用否認	8,543千円
研究開発費否認	120,016千円
繰延税金資産合計	284,003千円
評価性引当額	△96,682千円
繰延税金資産の純額	187,321千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.1%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額の増減	0.2%
租税特別措置法上の税額控除	△1.9%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。また、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。その他の流動資産及び流動負債はそれぞれ1年以内に解消予定です。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。また、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は、回収時期が未定なことから現在価値の算定が困難と判断し、時価の算定の対象外としております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当期の決算における営業債権のうち57.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額
(1) 現金及び預金	4,816,451	4,816,451	—
(2) 売掛金	784,821	784,821	—
貸倒引当金(※)	△669	△669	—
	784,152	784,152	—
(3) 関係会社株式	1,237,875	1,710,882	473,006
資産計	6,838,478	7,311,485	473,006
(4) 短期借入金	1,600,000	1,600,000	—
(5) 未払金	221,215	221,215	—
(6) 未払消費税等	252,519	252,519	—
(7) 未払法人税等	744,333	744,333	—
負債計	2,818,067	2,920,435	—

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 関係会社株式

関係会社株式の時価は、取引所の価格によっております。

負 債

(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	3,523

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含まれておりません。

(3) 金融商品の決算日以後の償還及び返済予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	4,816,451	—	—	—
売掛金	784,821	—	—	—
資産計	5,601,272	—	—	—
未払金	221,215	—	—	—
未払消費税等	252,519	—	—	—
未払法人税等	744,333	—	—	—
負債計	1,320,433	—	—	—

(4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日以後の返済予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
短期借入金	1,600,000	—	—	—
合計	1,600,000	—	—	—

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	1,237,875千円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,187,352千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△39,897千円

10. 関連当事者取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	取引金額(千円)
	株式会社ショーケース	20.72	役員の兼任業務の委託	増資の引受(注)	1,237,875	関係会社株式	1,237,875

(注). 増資の引受は、株式会社ショーケースが実施した第三者割当増資を引き受けたものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 または氏名	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	取引の内容	取引金額 (千円)
	渡久地 択	当社代表取締役社長 CEO	(被所有) 49.2	金銭報酬債権の現物出 資(注)1	18,900
	中沖 勝明	当社取締役	(被所有) 2.0	金銭報酬債権の現物出 資(注)1	15,750
				ストック・オプション の権利行使(注)2	24,000

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

2. 2016年12月12日臨時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

11. 一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,104.07円
1株当たり当期純利益金額	450.87円

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

AI inside株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村尚子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉本和芳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AI inside株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

AI inside株式会社 監査役会

社外監査役（常勤） 佐藤 孝幸 ㊞

社外監査役 細川 琢夫 ㊞

社外監査役 阿久津 操 ㊞

以 上

別紙 3 (吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容)

(添付のとおり)

(添付書類)

事業報告

〔2020年7月1日から
2021年6月30日まで〕

1. 会社の現況

(1) 事業の状況

① 事業概要

当会社は以下を「aiforce Values」としてコーポレートミッションに掲げております。

- ・ 世の中になくサービスを創る (Disruptive Innovation)
- ・ 仕事を極限までシンプルに (Make Simple)
- ・ 約束を守り、信頼を勝ち得る (Win Trust)
- ・ お客様に感動を与える (Give Impression)
- ・ 個人のブランド化 (Personal Branding)
- ・ トークストレート (Talk Straight)
- ・ ゲームのように考える (Gamification Thinking)

当会社の名称は、「AI×Force」を由来とし、AI と何か他の力を合わせることで、世の中の課題を解決していくことを目指し、名付けられております。

一部の専門家だけの道具になっている AI を「読み・書き・算盤」レベルで誰もが使える世の中を実現するため、サービスを開始いたしました。

当期のアライアンス及びサービスのリリースの推移としましては、以下になります。

2020年7月	東北大学新入生 2400 名に向け、AI・データ科学の基礎教育コンテンツ (AIMD for Future) の提供を開始
同年9月	株式会社インテージと販売店契約を締結
同年9月	DBJ キャピタル株式会社、住友商事株式会社、株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、みずほキャピタル株式会社、七十七キャピタル株式会社を引受先とする第三者割当増資により総額 2.6 億円の資金調達を実施
同年10月	株式会社 Insight Edge と販売店契約を締結
2021年3月	株式会社コンシストと販売店契約を締結
同年3月	株式会社システナと販売店契約を締結
同年5月	パナソニック(株)コネクティッドソリューションズ社の経理部門への AI 活用スキル強化を支援
同年6月	株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティングと販売店

契約を締結

同年 6 月	株式会社 zero to one と販売代理店契約を締結
同年 6 月	株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所と販売店契約を締結
同年 6 月	AMATERAS シリーズを統合した、AMATERAS DX サクセスの提供を開始
同年 6 月	東北大学の AIMD for Future 受講生に対し、AMATERAS RAY (最大 5000 名) の提供を開始

② 財政状態の状況

当期につきましては、2020 年 9 月に、第 3 者割当増資により、合計 2,811 株の A 種優先株式を発行（発行総額 259,795,431 円）し、資本金を 129,897,716 円、資本準備金を 129,897,715 円増加させ、2021 年 6 月に資本金の減少を行い、資本金を 100,000,000 円、資本準備金を 149,795,184 円、その他資本剰余金を 50,795,185 円としております。

また、以下の借入および返済を行いました。

長期借入金の増減

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち一年内返済予定額)
株式会社日本政策金融公庫	18,180 千円	-	1,080 千円	17,100 千円 (1,080 千円)
株式会社三井住友銀行	42,315 千円	-	-	42,315 千円 (-)

短期借入金の増減

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
株式会社七十七銀行	100 千円	400 千円	400 千円	100 千円

③ 経営成績の状況

当期は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を多分に受けながら始まりましたが、2020 年 9 月に DBJ キャピタル株式会社、住友商事株式会社、株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、みずほキャピタル株式会社、七十七キャピタル株式会社を引受先とする第三者割当増資により総額 2.6 億円の資金調達を実施し、資金の安定化を図り、営業活動の拡大に努めて参りました。

企業の経済活動にも変化が出てきたことから、デジタルマーケティングも重視し、また、コンサルティングに代表されるセリングビジネスから AMATERAS RAY を中心としたリカーリングビジネスへの移行を図っております。

リカーリングの月次収支は前期に比べ2倍となり、AMATERAS シリーズの売上は堅調な足取りで増加しております。

「AI」や「DX」という言葉が定着したものの、多くの企業は具体的にどのような行動を起こせばいいのか悩んでいたため、かつてより提供しておりました「データリテラシーの向上」「課題の抽出」「AMATERAS RAY による自走の準備」のサービスをパッケージとし、「AMATERAS DX サクセス」として提供することにより、より分かりやすく販売することが可能となってきております。

また、前期より続けておりましたパナソニック株式会社との取り組みも呼び水となり、優良なリードも増加しております。。

一方で、新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として継続しており、企業の経済活動に大きく影響しております。

このような状況における効率的・効果的な営業手法の定着化や販売店・代理店との協力関係を軸に、より一層の営業活動の拡大に努めて参ります。

以上より、当会社の当期における売上高は 98,715 千円、営業損失は 135,002 千円、経常損失は 134,398 千円となりました。

売上高の内訳は以下になります。

区 分	事業内容	売上高 (千円)
コンサルティング事業	DX コンサルティング	39,696
	PoC (実証実験)	2,305
プロダクト事業	AMATERAS RAY	36,783
教育事業	AMATERAS EDU/DX	12,193
	AIMD for Future	3,900
	AI 女子	337
その他		3,500
合計		98,715

(2) 直前3事業年度及び当事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第1期	第2期	第3期 (当期)
	2019年6月期	2020年6月期	2021年6月期
売上高(千円)	36,342	98,826	98,715
経常利益(千円)	△1,372	△41,629	△134,398
当期純利益(千円)	△1,436	△41,523	△134,688
1株当たり当期純利益	△144円08銭	△3,381円32銭	△9,151円62銭
総資産(千円)	38,630	94,338	236,161

(注) 1.1株当たり当期純利益の計算にあたって、A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱っており、期中平均株式数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当なし

(4) 対処すべき課題

当会社の事業環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響によって加速した「DX」の流れにおいて、成長拡大が予想されており、次年度以降も、顧客企業の「データリテラシーの向上」を促進し、「課題の抽出」を支援し、「AMATERAS RAYによる自走の準備」を確立させることを推進していく必要があると理解しております。以下をさらなる事業展開における対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

① 開発・営業体制の強化

安定的かつ着実な事業拡大を図る上では、既存クライアントの契約を継続することや案件数等が増加した場合においても、収益率を高水準に維持し、かつ顧客サービスのパフォーマンスを維持・向上することが重要であると考えております。

そのためには、さらなる優秀な人材の確保及び開発プロセス・給与テーブルの改善、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等が不可欠であるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに、継続的な見直しや、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等を実施し、より強固な開発・営業体制の構築に努めてまいります。

② 社内環境の整備

「aiforce Values」に定める「約束を守り、信頼を勝ち得る (Win Trust)」、「お客様

に感動を与える (Give Impression)」ことを達成するには、品質・価格・納期・安心・安全すべての面で、高いレベルの価値と満足を提供することが必須であり、永続的な会社発展のためには従業員が働きやすい環境をつくることが不可欠であると考えております。

働き方に対する柔軟な人事・労務の設計や業務の効率化を行い、従業員がより働きやすい環境をつくるように取り組んでまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化についても重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

また、データに基づく経営判断をより迅速に行うために、社内の KPI 設計、データ集計、経営状況の見える化などの経営管理基盤の構築を進めており、体制づくりに取り組んでまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社はサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報セキュリティポリシーに基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

また、外部のセキュリティ専門家のアドバイスに基づき、ソフトとハードの両面で情報の機密性、完全性、可用性を担保するための内部統制の整備と運用状況のモニタリングに向けて取り組んでまいります。

⑤ システムの安定性の確保

当社はインターネット上でクライアントにサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠となっております。そのため安定性の高いサービスを提供する上では、顧客及びトラフィック等を考慮した環境構築を行っていくことが重要であり、今後も引き続きシステムの安定確保及び効率化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

当社は、以下の内容の事業を行っております。

① AI コンサルティング事業

事業既存事業の付加価値向上や新規事業の立ち上げにフォーカスして、単なる実証実験に留まらず、AI プロトタイプ作成までの一貫したコンサルティングサービスを短期間かつ高い投資効果で提供しております。

② 自動機械学習ツール「AMATERAS RAY」の販売事業

AI の専門家ではなくとも、AI の活用による業務生産性向上のメリットを得ることができるように、数クリックで簡単に AI の学習済みモデルを構築することができる自動機械学習ツール「AMATERAS RAY」を提供しております。

③ AI人材育成事業

「AMATERAS RAY」を活用したAIに関する教育サービス「AMATERAS EDU」および「AIMD for Future」（教育機関向け）をウェビナーおよびe-Learningで提供することにより、顧客に対して、データ分析および分析結果に基づく施策実行に必要なソフトウェアの選定や運用方法まで提供する、AIビジネスを構築できる人材を育成しております。

(6) 主要な営業所（2021年6月30日現在）

本 店 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(7) 使用人の状況（2021年6月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11(3)名	4名	40.5歳	1.3年

(注) 使用人数は、就業人員数<当会社から社外への出向者を除き、社外から当会社への出向者を含みます。>であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	17,100千円
株式会社三井住友銀行	42,315千円

2. 株式の状況（2021年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 100,000 株

(2) 発行済株式の総数 15,295 株

(注) 2020年9月4日開催の取締役会の決議に基づき、2020年9月14日に第三者割当増資による新株式の発行を行い、発行済株式の総数が2,811株増加しております。

(3) 株主数 8名

(4) 大株主

株主名	当会社への出資状況	
	持株数	出資比率
西川智章	9,000株	58.84%
住友商事株式会社	3,349株	21.90%
DBJキャピタル投資事業有限責任組合	1,082株	7.07%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当なし

7 新株予約権等の状況

当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当会社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

2020年9月24日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない。
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき86,058円
- ③ 新株予約権の行使条件 当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めることによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 2022年10月1日から2029年8月31日
- ⑤ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	200個	普通株式 200株	2名

(2) 当事業年度中に当会社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

2020年9月24日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない。
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき86,058円
- ③ 新株予約権の行使条件 当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めることによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 2022年10月1日から2029年8月31日
- ⑤ 当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
当社使用人	260個	普通株式 260株	3名

8 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (2021年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当、他の法人等の代表状況及び重要な兼職状況
代表取締役 CEO	西川 智章	東北大学データ駆動科学・AI教育研究センター特任准教授 (客員)
取締役 COO	高橋 蔵人	営業部担当 株式会社ミヤックス 取締役 東北大学データ駆動科学・AI教育研究センター特任准教授 (客員)
取締役 CFO	村越 潤	管理部担当
取締役 (社外)	荒牧 俊一	住友商事株式会社 デジタル事業企画部長

取締役 (社外)	石元 良武	DBJ キャピタル株式会社 投資部 シニア・インベストメント・ マネージャー (現任)
取締役 (社外)	伊澤 太郎	株式会社ユーザベース 渉外担当責任者 (現任) 弁護士
監査役 (社外)	藤田 康範	慶應義塾大学経済学部教授

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	27,500千円
監査役	1名	0円

(注) 取締役のうち、社外役員3名に支払った報酬 1,000千円

(3) 社外役員に関する事項

① 当該事業年度における主な活動状況

会社における地位	主な活動状況
取締役 荒牧俊一	当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席し、主に他社での豊富な業務経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
取締役 石元良武	当事業年度開催の取締役会に就任より10回中10回出席し、主に他社での豊富な業務経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
取締役 伊澤太郎	当事業年度開催の取締役会に就任より10回中9回出席し、主に他社での豊富な業務経験、弁護士としての高度な専門知識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
監査役 藤田康範	当事業年度開催の取締役会に13回中10回出席し、経済学者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な見地から、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

② 報酬等の総額 1,000千円

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨てて、その他は四捨五入により表示しております。

9 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令・定款および社会規範の遵守を経営の根幹に置き、経営の基本理念の下、「行動規範」を明らかにする。
 - ② 意思決定および業務執行に係る諸規定を定め、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を明確化し、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。
 - ③ 監査役により、取締役の職務執行について法令に基づき監査する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の意思決定および職務の執行に係る情報については、記録し、適切かつ確実に保存および管理を行う。また、取締役は、これらの情報の記録を必要に応じて閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 代表取締役の下に組織横断的なリスク状況の監視を行うとともに、全社的な対応は管理部が行い、各部の所管業務に付随するリスク管理は、担当部署が行うこととする。
 - ② 各部の責任者は、リスク管理を定めるようにし、内在するリスクを把握、分析、評価し、管理部は所管部署からの報告およびモニタリングを通じて管理方法等を統括し、リスク管理に係る情報を代表取締役に報告し、改善等の提案を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を2年としている。
 - ② 原則毎月1回（必要に応じ、臨時に）開催予定の取締役会は、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - ③ 取締役会は、経営目標ならびに予算を策定し、代表取締役以下取締役は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- (5) 当会社ならびに親会社および当会社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
該当なし
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の業務を補助する使用人の任免異動等については、監査役の意見を尊重して行う。当該使用人は、監査業務の範囲内においては取締役の指揮を外れるものとする。

- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受ける。
 - ② 取締役および使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく監査役に報告する。
ア.当会社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
イ.その他当会社に著しい損害を及ぼす影響のある事象
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役および他の取締役との間で、適宜に意見交換会を開催する。
 - ② 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
 - ③ 監査役は、会計監査人との間で情報交換等の連携を図るとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制
- ① 当社は、反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
 - ② 当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、担当する役職員の安全確保に努めます。
 - ③ 当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
 - ④ 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
 - ⑤ 当社は、いかなる理由があっても、事実を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
 - ⑥ 当社は、反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。
 - ⑦ 当社における体制は、管理部を対応統括部署として、不当な要求などの事案ごとに関係部署と協議し対応するとともに、必要に応じて所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応いたします。また、社内研修等を通じて役職員への周知・徹底を行います。

貸借対照表

2021年06月30日 現在

株式会社aiforce solutions

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	234,098,269	【流動負債】	54,884,890
現金及び預金	220,826,864	短期借入金	100,000
売掛金	3,058,000	未払金	18,872,865
立替金	180,000	未払費用	8,404,884
前払費用	5,168,866	未払法人税等	290,000
未取還付法人税等	61	預り金	5,865,735
未収入金	1,639,000	前受収益	20,270,182
未取還付消費税等	3,225,478	仮受金	1,224
【固定資産】	2,063,086	1年内返済予定の長期借入	1,080,000
有形固定資産	1,413,086	【固定負債】	58,335,000
工具器具備品	675,167	長期借入金	58,335,000
一括償却資産	737,919		
投資その他の資産	650,000	負債の部合計	113,219,890
敷金	650,000		
		純資産の部	
		【株主資本】	122,941,465
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	200,590,369
		資本準備金	149,795,184
		その他資本剰余金	50,795,185
		利益剰余金	-177,648,904
		その他利益剰余金	-177,648,904
		繰越利益剰余金	-177,648,904
		純資産の部合計	122,941,465
資産の部合計	236,161,355	負債及び純資産の部合計	236,161,355

損 益 計 算 書

2020年07月01日 ～ 2021年06月30日

株式会社aiforce solutions

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	98,714,839	
売 上 高 計		98,714,839
【売上原価】		
当 期 商 品 仕 入	12,471,405	
売 上 原 価 計		12,471,405
売 上 総 利 益		86,243,434
【販売管理費】		
販 売 管 理 費 計		221,245,896
営 業 利 益		-135,002,462
【営業外収益】		
受 取 利 息	1,378	
雑 収 入	3,279,180	
営 業 外 収 益 計		3,280,558
【営業外費用】		
支 払 利 息	426,327	
繰 延 資 産 償 却 (外)	2,249,800	
営 業 外 費 用 計		2,676,127
経 常 利 益		-134,398,031
【特別損失】		
税 引 前 当 期 純 利 益		-134,398,031
【法人税等】		
法 人 税 等	290,000	
法 人 税 等 計		290,000
当 期 純 利 益		-134,688,031

販売費及び一般管理費内訳書

2020年07月01日 ～ 2021年06月30日

株式会社aiforce solutions

(単位： 円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	27,500,000
給 料 手 当	46,319,120
賞 与	4,769,364
法 定 福 利 費	8,725,671
福 利 厚 生 費	458,138
採 用 教 育 費	6,077,010
外 注 費	1,900,000
広 告 宣 伝 費	6,769,837
接 待 交 際 費	150,684
会 議 費	39,439
旅 費 交 通 費	2,262,538
通 信 費	254,313
販 売 促 進 費	12,471,364
消 耗 品 費	693,944
事 務 用 消 耗 品 費	9,193
新 聞 図 書 費	65,941
諸 会 費	110,000
支 払 手 数 料	599,089
地 代 家 賃	7,750,000
租 税 公 課	383,470
支 払 報 酬 料	37,896,121
研 究 開 発 費	45,085,496
減 価 償 却 費	3,375,972
シ ス テ ム 利 用 料	7,579,192
販 売 管 理 費 計	221,245,896

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2020年07月01日 ～ 2021年06月30日

株式会社Iforce solutions

(単位：円)

	株主資本							自己株式	自己株式 申込証拠金	計	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金		繰越利益剰余金						
			資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金							
当 期 首 残 高	20,897,469		資本準備金 19,897,469							-2,165,935			-2,165,935
新 株 の 発 行	129,897,716		129,897,715							259,795,431			259,795,431
減 資	-50,795,185			50,795,185									
欠 損 填 補													
剰 余 金 の 配 当													
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て													
当 期 純 利 益										-134,688,031			-134,688,031
自 己 株 式 の 取 得													
株主資本以外（純額）													
当 期 変 動 額	79,102,531		129,897,715	50,795,185				-134,688,031		125,107,400			125,107,400
当 期 末 残 高	100,000,000		149,795,184	50,795,185				-177,648,904		122,941,465			122,941,465

個別注記表

2020年07月01日 ~ 2021年06月30日

株式会社aiforce solutions

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

工具器具備品 - 4年

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

(a) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,895,043円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 12,484株
A種優先株式 2,811株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数

該当なし

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当なし

(4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当なし

監査報告書

監査役は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年9月16日

株式会社 aiforce solutions

監査役 藤田康範

